

参考契約書（案）

合併処理浄化槽維持管理業務委託契約書

第1条 委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、甲が海老名市合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けて設置する合併処理浄化槽に関し次のとおり契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 乙は、次に掲げる合併処理浄化槽について浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び海老名市が定める補助金に係る要綱等の規定に従い維持管理業務を行うものとする。

設置場所 海老名市

設置年月日 年 月 日

第3条 乙は、次に掲げる維持管理業務を行うものとする。

- 1
- 2
- 3

第4条 維持管理業務の委託に係る料金及び支払いは、次のとおりとする。

- | | | | |
|---|-------|---|-----------|
| 1 | に係る業務 | 円 | 仕様：別紙のとおり |
| 2 | に係る業務 | 円 | 仕様：別紙のとおり |
| 3 | に係る業務 | 円 | 仕様：別紙のとおり |

2 甲は、乙の文書による請求を受けた後 日以内に料金を支払うものとする。

第5条 甲及び乙は、この契約により生じた権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 乙は、維持管理業務のため甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第8条 この契約の有効期間は、契約締結の日から 年 月 日までとする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも契約内容の変更又は解約について申し出のない場合は、1ヶ年延長するものとし、以後においても同様とする。

第9条 次の各号の一つに該当するときは、甲又は乙はこの契約を解除できるものとする。

- 1 第1条に基づく海老名市合併処理浄化槽設置整備事業補助金が交付されなくなったとき。
- 2 契約違反により、この契約の目的を達することができなくなったとき。

2 前号により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のため乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第10条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

甲 委託者 住所
氏名 ⑩

乙 受託者 住所
氏名 ⑩